

石川県公報

平成24年2月24日

第12469号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定 (廃棄物対策課)	1	委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課)	5
河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設 (河川課)	1	都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課)	6
公 告		公安委員会	
特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	2	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	2	選挙管理委員会	
県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (経営対策課)	3	政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨の公表	17
県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	4	政治団体の収支報告書(平成21年分及び平成22年分)の要旨の公表	25
県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	4	政治団体の届出の公表	27
		政治団体の届出事項の異動の届出の公表	27
		政治団体の解散の届出の公表	28

告 示

石川県告示第73号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成24年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
6	小松市五国寺町大谷5番1の一部、5番2の一部、5番3の一部、5番4の一部、6番1の一部、6番2の一部及び7番の一部並びに小松市正蓮寺町大谷8番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号口に掲げる埋立地

石川県告示第74号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

平成24年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 河川の名称
二級河川町野川水系 河内川
- 河川管理施設の名称又は種類
河川管理用通路及びダム天端道路
- 河川管理施設の位置
左岸管理用通路下流側から北河内ダム天端道路を経由し右岸管理用通路上流側
(左岸) 鳳珠都能登町字五十里メ部26番1地先から
(右岸) 鳳珠都能登町字五十里ミ部29番1地先

延長 L=327m

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 能登町長 持木 一茂
鳳珠郡能登町字宇出津新1字197番地1

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
また、路肩に接する法面の維持
- (2) 道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成24年2月15日から道路の存続する日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年2月15日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いのちにやさしいまちづくり ぽぽぽねっと

3 代表者の氏名

榑原 千秋

4 主たる事務所の所在地

小松市梯町ホ11番1

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者まですべての人に対して、多様な職種や立場のボランティアをコーディネートし、行政や企業、地域の医療保健福祉関係者と協力しながら、問題を抱えている人とその家族の支援に関する事業を行い、人のやさしさにあふれた思いやりのある誰もが希望を持てるまちの実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー野々市店
野々市市横宮33-1ほか11筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美
岐阜県恵那市大井町180番地の1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社バロー 代表取締役 田代 正美
岐阜県恵那市大井町180番地の1
ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年10月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,728平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
145台
- (2) 駐輪場の収容台数
62台
- (3) 荷さばき施設の面積
204平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
37立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時30分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで(一部は、午前1時から午前4時まで)
- 7 届出年月日
平成24年2月17日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
平成24年2月24日から同年6月25日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年6月25日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成24年2月27日から同年3月27日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成24年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
上町・浜田地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市農林水産課
上田名地区	県営ほ場整備事業 (経営体育成型)	〃	かほく市産業振興課
余地地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	〃	〃
今浜第2地区	〃	〃	宝達志水町産業振興課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成24年2月27日から同年3月27日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成24年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
福増地区	県営ほ場整備事業 (経営体育成型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	白山市農業振興課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成24年2月27日から同年3月27日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成24年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
中島地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市役所農林水産課
能登島向田地区	〃	〃	〃
直下地区	農業用施設石綿対策特別事業	〃	加賀市役所農林水産課
三木第3地区	老朽ため池整備事業	〃	〃
中島用水地区	県営かんがい排水事業	〃	白山市役所農業振興課 川北町役場産業経済課
河内地区	老朽ため池整備事業	〃	津幡町役場産業経済課
大岩地区	〃	〃	志賀町役場農林水産課

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の提出を募集する。

平成24年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

平成24年度金沢競馬実況放送業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るための、効果的かつ効率的な実況放送の実施

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 平成21年4月1日から公示の日までの期間において競馬実況放送の実績のあるアナウンサーを2名以上有し、金沢競馬開催日に1名を配置できる者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、共同企業体においてこれを満たすものであること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たすものであること。

ウ 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成23年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たすものであること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たすものであること。

オ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たすものであること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。以下同じ)である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 実況放送に関する考え方及び実施方法

イ レース展望放送に関する考え方及び実施方法

ウ ファンサービスに関する考え方

エ 運営組織及び執行体制のあり方

オ アナウンサーの技術力

カ 業務実施に係る金額及び経費積算の妥当性

3 募集要項の交付

(1) 交付場所

金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076(258)5761 F A X 076(258)4291

(2) 交付期間

平成24年2月24日(金)から平成24年3月2日(金)まで

4 企画提案書の提出

(1) 提出先

〒920 - 3105 金沢市八田町西1番地
 石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係
 電話番号 076 (258) 5761 F A X 076 (258) 4291

(2) 提出期限

平成24年3月16日(金)午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること(F A Xによる提出は、受け付けない)。

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提出のあった企画提案書に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考結果については、平成24年3月下旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行ったうえで契約する。ただし、当該契約は、当該業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は契約しない。このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問については、4(1)の提出先において、平成24年3月2日(金)午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、F A X又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案書については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。なお、これについて出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないこととする。

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該計画に係る都市計画の案を平成24年2月24日から同年3月9日まで縦覧に供する。

平成24年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
小松能美都市計画道路 (3・4・3号国道線)	能美市粟生町、末寺町、三道山町、寺井町、小長野町及び大長野町の各一部	石川県土木部都市計画課及び能美市地域振興部都市計画課
小松能美都市計画道路 (3・4・31号浜開発線)	能美市浜町の一部	〃
小松能美都市計画道路 (3・4・35号福島2号線)	能美市大浜町及び福島町の各一部	〃
小松能美都市計画道路 (3・4・37号寺井吉光線)	能美市寺井町、吉光町及び粟生町の各一部	〃
小松能美都市計画道路 (3・4・55号福島1号線)	-	〃
辰口都市計画道路 (3・4・4号小松鶴来線)	能美市倉重町及び三ツ屋町の各一部	〃
辰口都市計画道路 (3・5・5号下開発辰口線)	能美市下開発町、上開発町及び辰口町の各一部	〃
辰口都市計画道路 (3・4・6号出口来丸線)	能美市来丸町、辰口町、上開発町、倉重町及び出口町の各一部	〃
辰口都市計画道路 (3・4・7号緑が丘線)	能美市緑が丘及び辰口町の各一部	〃

金沢都市計画道路 (3・5・55号三日市徳用線)	野々市市三日市町及び徳用町の一部	石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課
-----------------------------	------------------	-----------------------------

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第20号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

405	野田町西 第二交差点	金沢市野田町△94番地1先 主要地方道金沢小松線と市道長坂二丁目線6号との交差点	H 23. 12. 16
406	大乘寺丘陵 公園口交差点	金沢市山科町子130番地先 主要地方道金沢小松線と市道富樫21号山科町北線8号との交差点	H 23. 12. 16

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

323	芳齊2丁目	金沢市芳齊2丁目352番地先 県道金沢停車場南線上	H 23. 12. 16
-----	-------	------------------------------	--------------

別表第1（信号機の設置場所）七尾警察署管内の表に次のように加える。

155	城山交差点	七尾市竹町ヨ部35番地先 市道矢田郷81号線と県道177号城山線との交差点	H 23. 12. 16
-----	-------	--	--------------

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表115の項を次のように改める。

115	森本支所前 交差点	金沢市南森本町又60番地 県道八田南森本線と市道との交差点	S 52. 2. 16
-----	--------------	----------------------------------	-------------

別表第1（信号機の設置場所）寺井警察署管内の表16、86の項を次のように改める。

16	草深交差点	能美郡川北町字土室ル154番地1先 主要地方道金沢小松線と町道草深集落線との交差点	S 49. 11. 7
86	橋南交差点	能美郡川北町字橋664番地先 県道草深木呂場美川線と国道8号との交差点	H 11. 3. 30

別表第1（信号機の設置場所）七尾警察署管内の表102の項を次のように改める。

102	天神川原交差点	七尾市藤野町イ部58番地1先 県道城山線上	H 5. 2. 26
-----	---------	--------------------------	------------

別表第1（信号機の設置場所）珠洲警察署管内の表40の項を次のように改める。

40	鉢ヶ崎交差点	珠洲市蛸島町メの部31の1番地先 主要地方道大谷狼煙飯田線と市道600号線との交差点	H 8. 7. 30
----	--------	---	------------

別表第2（一方通行の指定）松任警察署管内の表に次のように加える。

58	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市乾町96番地先から 白山市乾町96番地先まで（乾東交 差点）	約 50 メートル	終 日	車 両	国道8号方向か ら柳町交差点に 至る方向
----	-----------------	---	--------------	-----	-----	----------------------------

別表第 2 (一方通行の指定) 2 以上の警察署管内にまたがる表に次のように加える。

20	主要地方道松任宇ノ気線、市道 1 級幹線 126 号 戸水町線	白山市福増町 286 番地先から 金沢市鞍月 3 丁目 145 番地先まで (海側)	約 8,930 (松任署約 2,630、金沢西署約 6,300) メートル	終 日	車 両	白山市乾町方向から環状鞍月交差点に至る方向
21	主要地方道松任宇ノ気線、市道 1 級幹線 126 号 戸水町線	金沢市鞍月 3 丁目 145 番地先から 白山市福増町 286 番地先まで (山側)	約 8,620 (金沢西署約 6,250、松任署約 2,370) メートル	終 日	車 両	環状鞍月交差点方向から白山市乾町に至る方向

別表第 2 (一方通行の指定) 北陸自動車道管内の表に次のように加える。

60	北陸自動車道	白山市中新保町 492 番地 1 先から 白山市中新保町 175 番地 2 先まで 白山インター口交差点から福井方向に進行する流入路 (A ランプ)	約 350 メートル	終 日	自動車	白山インター口交差点から本線福井方面に至る方向
61	北陸自動車道	白山市中新保町 338 番地 2 先から 白山市中新保町 491 番地 1 先まで 富山方向から白山インター口交差点に進行する流出路 (B ランプ)	約 380 メートル	終 日	自動車	本線富山方面から白山インター口交差点に至る方向
62	北陸自動車道	金沢市福増町南 153 番地 1 先から 金沢市福増町 824 番地 2 先まで 中新保町交差点から富山方向に進行する流入路 (C ランプ)	約 550 メートル	終 日	自動車	中新保町交差点から本線富山方面に至る方向
63	北陸自動車道	金沢市福増町 8125 番地 1 先から 金沢市福増町南 227 番地先まで 福井方向から中新保町交差点に進行する流出路 (D ランプ)	約 550 メートル	終 日	自動車	本線福井方面から中新保町交差点に至る方向
64	北陸自動車道	白山市中新保町 490 番地 1 先から 白山市中新保町 494 番地 1 先まで 上り線側誤進入車退出路 (E ランプ)	約 130 メートル	終 日	自動車	上り線料金所方向から海側幹線に至る方向
65	北陸自動車道	金沢市福増町南 538 番地先から 金沢市福増町南 154 番地 1 先まで 下り線側誤進入車退出路 (F ランプ)	約 170 メートル	終 日	自動車	下り線料金所方向から海側幹線に至る方向

別表第 2 (一方通行の指定) 金沢東警察署管内の表 48 の項を次のように改める。

48	市 道 安江町線 10 号	金沢市袋町 187 番地先から 金沢市安江町 1 番 30 号先まで	約 30 メートル	7 : 00 から 19 : 00 まで	自動車及び原動機付自転車	彦三大通り方向から安江町に至る方向
----	---------------	------------------------------------	-----------	----------------------	--------------	-------------------

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

667	主要地方道松任宇ノ気線	金沢市いなほ 2 丁目 6 番地先 (白山インター口交差点)	白山市中屋南方向から金沢市鞍月 3 丁目方向への右折	車 両	終日
668	主要地方道松任宇ノ気線	金沢市福増町南 79 番地 1 先 (中新保町交差点)	白山市八田町方向から白山市乾町方向への右折	車 両	終日

669	主要地方道 松任宇ノ気線	金沢市福増町南150番地先 (中新保町交差点)	白山市八田町方向から金沢市鞍 月3丁目方向への左折	車	両	終日
670	市道 準幹線573号 上荒屋町線	金沢市いなほ2丁目12番地先	白山市中屋南方向から金沢市鞍 月3丁目方向への右折	車	両	終日

別表第4 (指定方向外進行禁止) 松任警察署管内の表に次のように加える。

403	市道あさひ荘苑 番匠線	白山市あさひ荘苑3丁目6番 地先	新田町方向から乾町方向への右 折	車	両	終日
404	農道	白山市福増町773番地1先	横江町方向から中新保町方向へ の右折	車	両	終日
405	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町739番地1先	横江町方向から乾町方向への左 折	車	両	終日
406	農道	白山市福増町476番地1先	宮永市町方向から乾町方向への 右折	車	両	終日
407	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町477番地3先	宮永市町方向から中新保町方向 への左折	車	両	終日
408	農道	白山市福増町522番地1先	横江町方向から中新保町方向へ の右折	車	両	終日
409	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町469番地3先	横江町方向から乾町方向への左 折	車	両	終日
410	農道	白山市福増町468番地1先	宮永市町方向から乾町方向への 右折	車	両	終日
411	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町485番地3先	宮永市町方向から中新保町方向 への左折	車	両	終日
412	県道 宮永横川町線	白山市福増町513番地1先 (福増東交差点)	横江町方向から中新保町方向へ の右折	車	両	終日
413	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町495番地4先 (福増東交差点)	横江町方向から乾町方向への左 折	車	両	終日
414	県道 宮永横川町線	白山市福増町452番地1先 (福増東交差点)	宮永町方向から乾町方向への右 折	車	両	終日
415	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町497番地1先 (福増東交差点)	宮永町方向から中新保町方向へ の左折	車	両	終日
416	県道 倉部金沢線	白山市横江町2642番地1先 (横江交差点)	野々市市御経塚方向から白山市 中新保町方向への右折	車	両	終日
417	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町170番地1先 (横江交差点)	野々市市御経塚方向から白山市 乾町方向への左折	車	両	終日
418	県道 倉部金沢線	白山市福増町146番地5先 (横江交差点)	宮永町方向から乾町方向への右 折	車	両	終日
419	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町165番地1先 (横江交差点)	宮永町方向から中新保町方向へ の左折	車	両	終日
420	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市中新保町494番地3先 (白山インター口交差点)	中屋町方向から乾町方向への左 折	車	両	終日
421	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市中新保町490番地1先 (白山インター口交差点)	白山インター方向から乾町方向 への右折	車	両	終日
422	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市中新保町490番地2先 (白山インター口交差点)	白山インター方向から金沢市鞍 月3丁目方向への左折	車	両	終日

423	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市中新保町540番地5先 (中新保町交差点)	白山インター方向から金沢市鞍 月3丁目方向への右折	車	両	終日
424	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市中新保町311番地先 (中新保町交差点)	白山インター方向から乾町方向 への左折	車	両	終日
425	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市中新保町488番地1先	白山インター方向から乾町方向 への右折	車	両	終日
426	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市中新保町532番地先	白山インター方向から乾町方向 への右折	車	両	終日

別表第4 (指定方向外進行禁止) 北陸自動車道管内の表に次のように加える。

80	北陸自動車道	白山市中新保町488番地2先 (海側幹線から上り線側事務 所の出入口)	上り線料金所事務所方向から白 山市乾町方向への右折	自 動 車	終日
81	北陸自動車道	金沢市福増町南536番地3先 (海側幹線から下り線側事務 所の出入口)	下り線料金所事務所方向から金 沢市大友町方向への右折	自 動 車	終日
82	北陸自動車道	白山市中新保町494番地1先 上り線側誤進入車退出路出口 (Eランプ)	上り線料金所事務所方向から白 山市乾町方向への右折	自 動 車	終日
83	北陸自動車道	金沢市福増町南154番地1先 下り線側誤進入車退出路出口 (Fランプ)	下り線料金所事務所方向から金 沢市大友町方向への右折	自 動 車	終日
84	北陸自動車道	白山市中新保町175番地2先 (白山インター口交差点から の流入路と上り線の合流部)	白山インター口交差点方向から 富山方向への右折	自 動 車	終日
85	北陸自動車道	白山市中新保町175番地2先 (上り線と白山インター口交 差点からの流入路との合流部)	本線を富山方向から進行し、白 山インター口交差点方向への左 折	自 動 車	終日
86	北陸自動車道	金沢市福増町八24番地2先 (中新保町交差点からの流入 路と下り線の合流部)	中新保町交差点方向から福井方 向への右折	自 動 車	終日
87	北陸自動車道	金沢市福増町八24番地1先 (下り線中新保町交差点から の流入路との合流部)	本線を福井方向から進行し、中 新保町交差点方向への左折	自 動 車	終日

別表第4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表954の項を次のように改める。

954	国 道 159 号	金沢市月浦町元福寺15番地先	津幡バイパス方向から北陸自動 車道方向への右折	車	両	終日
-----	-----------	----------------	----------------------------	---	---	----

別表第4 (指定方向外進行禁止) 松任警察署管内の表194、195を次のように改める。

194	県 道 三日市松任線	白山市成町157番地1先	西新町方向から八日市町方向へ の左折	大型貨物自動車、 特定中型貨物自 動車及び大型特 殊自動車	終日
-----	---------------	--------------	-----------------------	--	----

195	県 道 三日市松任線	白山市成町221番地 1 先	宮丸町方向から八日市町方向への右折	大型貨物自動車、 特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車	終日
-----	---------------	----------------	-------------------	--------------------------------	----

別表第 6 (車両の通行禁止) 北陸自動車道管内の表に次のように加える。

6	北陸自動車道	白山市中新保町650番地先から 白山市中新保町633番地先まで (上り線バス停留所)	約 90 メートル	終 日	車両 (路線バス及び 管理用車両を除く。)
7	北陸自動車道	金沢市福増町八126番地 3 先から 金沢市福増町八76番地 7 先まで (下り線バス停留所)	約 90 メートル	終 日	車両 (路線バス及び 管理用車両を除く。)

別表第 10 (自転車の歩道通行可) 松任警察署管内の表に次のように加える。

84	市 道 五歩市成線	白山市新田町201番地 1 先から 白山市五歩市町286番地 1 先まで (北側)		終日	約 705 メートル
85	市 道 五歩市成線	白山市五歩市町286番地 1 先から 白山市新田町201番地 1 先まで (南側)		終日	約 705 メートル

別表第 10 (自転車の歩道通行可) 能登警察署管内の表に次のように加える。

11	国 道 249 号	能登町字瑞穂乙 1 字29番地 1 先から 能登町字柿生地 2 字64番地先まで		終日	約 600 メートル
----	-----------	---	--	----	---------------

別表第 10 (自転車の歩道通行可) 2 以上の警察署管内にまたがる表に次のように加える。

56	主要地方道松任 宇ノ気線、市道 1 級幹線126号 戸水町線	白山市乾町157番地 1 先から 金沢市鞍月 3 丁目145番地先まで (海側)		終日	約10,160 (松任 署約3,860、金 沢西署約6,300) メートル
57	主要地方道松任 宇ノ気線、市道 1 級幹線126号 戸水町線	金沢市畝田西 1 丁目 2 番地先から 白山市乾町157番地 1 先まで (山側)		終日	約7,630 (金沢 西署約5,000、 松任署約2,630) メートル

別表第 10 (自転車の歩道通行可) 金沢中警察署管内の表72の項を次のように改める。

72	市 道 浅川58号角間線	金沢市角間町口の部20番地の 1 先から 金沢市田上本町ラ80番地 2 先まで		終日	約 2,150 メートル
----	-----------------	--	--	----	-----------------

別表第 10 (自転車の歩道通行可) 金沢西警察署管内の表 4、5、21、22、30、33、38、47、48、49、51、54、56、59、82、83、87、96、97の項を次のように改める。

4	市 道 準 幹 線 539 号 観音堂松村線	金沢市松村 6 丁目131番地 3 先から 金沢市畝田西 1 丁目104番地先まで		終日	約 700 メートル
5	市 道 準 幹 線 539 号 観音堂松村線	金沢市畝田西 1 丁目105番地先から 金沢市松村 6 丁目130番地先まで		終日	約 700 メートル
21	県 道 上安原昭和町線	金沢市古府 3 丁目42番地先から 金沢市古府西 1 丁目 1 番地先まで		終日	約 300 メートル

22	県道 上安原昭和町線	金沢市古府町西10番地1先から 金沢市古府3丁目41番地先まで	終日	約 300 メートル
30	主要地方道 松任宇ノ気線	金沢市佐気奇森町イ128番地1先から 金沢市金石本町口4番地先まで (海側)	終日	約 1,630 メートル
33	石川県金沢港湾 事務所管理道路、 主要地方道松任 宇ノ気線	金沢市湊3丁目3番地2先から 金沢市湊2丁目44番地先まで	終日	約 2,100 メートル
38	石川県金沢港湾 事務所管理道路、 主要地方道松任 宇ノ気線	金沢市近岡町948番地1先から 金沢市かたつ10番地先まで (山側)	終日	約 2,100 メートル
47	県道倉部金沢線	金沢市福増町南454番地先から 金沢市上安原町538番地9先まで	終日	約 540 メートル
48	市道安原 6号中屋町線	金沢市中屋1丁目88番地先から 金沢市中屋2丁目83番地先まで (西側)	終日	約 395 メートル
49	市道安原 6号中屋町線	金沢市中屋1丁目76番地3先から 金沢市中屋2丁目141番地先まで (東側)	終日	約 395 メートル
51	市道1級幹線 100号古府町南 線1級幹線99号 松島線1級幹線 110号八日市押 野線	金沢市八日市5丁目608番地先から 金沢市古府1丁目214番地先まで (海側)	終日	約 1,820 メートル
54	県道上安原昭和 町線、市道戸板 6号出雲町線	金沢市桜田町1丁目1番地先から 金沢市大豆田本町甲58番地1先まで	終日	約 2,010 メートル
56	市道準幹線 568号示野 示野中線	金沢市示野町南30番地先から 金沢市示野町南152番地先まで	終日	約 300 メートル
59	市道準幹線 568号示野 示野中線	金沢市示野町南168番地先から 金沢市示野町南32番地2先まで	終日	約 300 メートル
82	市道2級幹線 359号西部 中央通り線	金沢市畝田東2丁目503番地先から 金沢市畝田東4丁目1148番地先まで (西側)	終日	約 500 メートル
83	市道2級幹線 359号西部 中央通り線	金沢市畝田東4丁目501番地先から 金沢市畝田東3丁目526番地先まで (東側)	終日	約 500 メートル
87	市道 安原14号福増町 北線13号	金沢市福増町北1278番地先から 金沢市福増町北1087番地先まで (東側)	終日	約 250 メートル
96	県道寺中 西金沢線市道 1級幹線128号 松村示野中線	金沢市示野中町79街区1番地先から 金沢市観音堂町又43番地先まで (南側歩道)	終日	約 1,800 メートル

97	県道寺中西金沢線市道1級幹線128号松村示野中線	金沢市観音堂町又6番地先から 金沢市示野中町87街区1先まで(北側歩道)	終日	約 1,800 メートル
----	--------------------------	---	----	-----------------

別表第10(自転車の歩道通行可) 珠洲警察署管内の表4、8、15、16の項を次のように改める。

4	国道249号	珠洲市真浦町力字12番地先から 珠洲市馬縹町6部3番地先まで	終日	約10,300 メートル
8	市道600号線	珠洲市蛸島町1部5番地先から 珠洲市蛸島町メの部24の1番地先まで	終日	約 580 メートル
15	市道619号線	珠洲市蛸島町1の部2番地103先から 珠洲市蛸島町1部4番地先まで	終日	約 420 メートル
16	市道619号線	珠洲市蛸島町1部5番地先から 珠洲市蛸島町1部5番地先まで	終日	約 420 メートル

別表第10(自転車の歩道通行可) 2以上の警察署管内にまたがる表55、86の項を次のように改める。

56	市道1級幹線13号中橋八日市線、 ・1級幹線12号北間中橋線、 県道近岡諸江線、 主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市八日市5丁目428番地先から 金沢市近岡町945番地の1先まで	終日	約9,190(金沢東署約2,970、 金沢西署約6,220)メートル
86	市道1級幹線13号中橋八日市線、 1級幹線12号北間中橋線、 県道近岡諸江線、 主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市八日市5丁目450番地先から 金沢市粟崎町へ77番地先まで	終日	約10,120(金沢東署約2,970、 金沢西署約7,150)メートル

別表第11(最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

224	市道鈴見一丁目線10号	金沢市鈴見台1丁目2番10号先から 金沢市鈴見台1丁目12番(犀川右岸寄り)先まで	約 300 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引を除く。)
-----	-------------	--	---------------	----------------	----	-------------

別表第11(最高速度の指定) 松任警察署管内の表に次のように加える。

318	主要地方道松任宇ノ気線	白山市福増町773番地1先から 白山市乾町157番地先まで(山側及び海側対面通行部分)	約 1,790 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引を除く。)
319	市道五歩市成線	白山市新田町201番地1先から 白山市五歩市町286番地1先まで	約 705 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引を除く。)

別表第11(最高速度の指定)北陸自動車道管内の表に次のように加える。

58	北陸自動車道	白山市中新保町492番地1先から 白山市中新保町175番地2先まで 白山インター口交差点から福井方向 に進行する流入路(Aランプ)	約 350 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自 動 車
59	北陸自動車道	白山市中新保町338番地2先から 白山市中新保町491番地1先まで 富山方向から白山インター口交差点 に進行する流出路(Bランプ)	約 380 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自 動 車
60	北陸自動車道	金沢市福増町南153番地1先から 金沢市福増町八24番地2先まで 中新保町交差点から富山方向に進行 する流入路(Cランプ)	約 550 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自 動 車
61	北陸自動車道	金沢市福増町八125番地1先から 金沢市福増町南227番地先まで 福井方向から中新保町交差点に進行 する流出路(Dランプ)	約 550 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自 動 車

別表第11(最高速度の指定)金沢東警察署管内の表68の項を次のように改める。

68	市 道	(1) 金沢市長土堀3丁目90番地先 (2) 金沢市長土堀2丁目18番33号先 (3) 金沢市長土堀3丁目18番3号先 (4) 金沢市長土堀3丁目143番地1 号先 (1)と(2)の場所を結ぶ県道金沢停車場 南線、(2)と(3)の場所を結ぶ市道準幹 線526号長田・長土堀線、(3)と(4)の 場所を結ぶ北陸本線、(4)と(1)の場所 を結ぶ市道長土堀3丁目線13号によ り囲まれた区域内の道路(ただし、 別に定める区間を除く。)	約 4,625 メートル	毎時20キロ メートル	終日	車両(けん引を 除く。)
----	-----	--	-----------------	----------------	----	-----------------

別表第11(最高速度の指定)金沢西警察署管内の表101の項を次のように改める。

101	主要地方道 金沢美川小松線	金沢市打木町西198番地先から 金沢市下安原町西194番地先まで	約 950 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	------------------	-------------------------------------	---------------	----------------	----	------------------------------

別表第11(最高速度の指定)松任警察署管内の表42の項を次のように改める。

42	市道相木団地 1号、2号線	白山市相木町610番地1先から 白山市宮永町855番地3先まで	約 300 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引を 除く。)
----	------------------	------------------------------------	---------------	----------------	----	-----------------

別表第11(最高速度の指定)鶴来警察署管内の表2の項を次のように改める。

2	市 道 白峰中央通り線	白山市白峰八4番地1先から 白山市白峰子25番地1先まで	約 1,500 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引を 除く。)
---	----------------	---------------------------------	-----------------	----------------	----	-----------------

別表第11 (最高速度の指定) 七尾警察署管内の表172の項を次のように改める。

172	市 道 西 湊 138 号 線	七尾市津向町ト部33番地 6 先から 七尾市石崎町イ部162番地先まで	約 2,800 メートル	毎時50キロ メ ー ト ル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	--------------------	--	-----------------	-------------------	----	-------------------------------

別表第13 (車両通行帯) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

94	主要地方道 松任宇ノ気線	金沢市いなほ 2 丁目 5 番地先から 金沢市いなほ 2 丁目 5 番地先まで 海側 (下安原町方向から白山インター口交差点に至る方向)			3	約 50 メートル
95	主要地方道 松任宇ノ気線	金沢市福増町南154番地先から 金沢市福増町南154番地先まで 海側 (金沢市下安原町方向から中新保町交差点に至る方向)			3	約 50 メートル

別表第13 (車両通行帯) 松任警察署管内の表に次のように加える。

55	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市乾町157番地 1 先から 白山市乾町157番地 1 先まで (中新保町方向から乾東交差点に至る方向)			3	約 100 メートル
56	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町144番地 1 先から 白山市福増町144番地 1 先まで 海側 (乾町方向から横江交差点に至る方向)			3	約 60 メートル
57	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市横江町2028番地 1 先から 白山市横江町2028番地 1 先まで 山側 (中新保町方向から横江交差点に至る方向)			3	約 50 メートル
58	県 道 倉 部 金 沢 線	白山市福増町146番地 5 先から 白山市福増町146番地 5 先まで (宮永町方向から横江交差点に至る方向)			3	約 50 メートル
59	県 道 倉 部 金 沢 線	白山市横江町2642番地 1 先から 白山市横江町2642番地 1 先まで (野々市市御経塚方向から横江交差点に至る方向)			3	約 80 メートル
60	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町170番地 1 先から 白山市福増町170番地 1 先まで (野々市市御経塚方向から横江交差点に至る方向)			3	約 20 メートル
61	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市福増町165番地 1 先から 白山市福増町165番地 1 先まで (宮永町方向から横江交差点に至る方向)			3	約 50 メートル
62	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市中新保町492番地 5 先から 白山市中新保町492番地 5 先まで 海側 (乾町方向から白山インター口交差点に至る方向)			3	約 50 メートル
63	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市中新保町52番地 1 先から 白山市中新保町52番地 1 先まで 海側 (乾町方向から中新保町交差点に至る方向)			3	約 50 メートル

別表第18 (駐車禁止) 松任警察署管内の表に次のように加える。

286	市 道 五 歩 市 成 線	白山市新田町201番地 1 先から 白山市五歩市町286番地 1 先まで		約 705 メートル	終 日	車 両
-----	------------------	---	--	---------------	-----	-----

別表第18（駐車禁止）2以上の警察署管内にまたがる表に次のように加える。

82	主要地方道松任 宇ノ気線、市道 1級幹線126号 戸水町線	白山市乾町157番地1先から 金沢市鞍月3丁目145番地先まで（海側）	約10,160（松任 署約3,860、金 沢西署約6,300） メートル	終 日	車 両
83	主要地方道松任 宇ノ気線、市道 1級幹線126号 戸水町線	金沢市鞍月3丁目145番地先から 白山市福増町286番地先まで（山側）	約8,620（金沢 西署約6,250、 松任署約2,370） メートル	終 日	車 両

別表第18（駐車禁止）金沢西警察署管内の表314の項を次のように改める。

314	市道押野29号 新保本町24号	金沢市新保本4丁目1番地先から 金沢市新保本3丁目147番地7先まで	約 650 メートル	終 日	車 両
-----	--------------------	---------------------------------------	---------------	-----	-----

別表第18（駐車禁止）大聖寺警察署管内の表90の項を次のように改める。

90	市道D277号線	加賀市山中温泉塚谷町3丁目3番地先から 加賀市山中温泉長谷田町口435番地先まで	約 2,340 メートル	終 日	車 両
----	----------	---	-----------------	-----	-----

別表第21（優先道路の指定）2以上の警察署管内にまたがる表に次のように加える。

3	主要地方道松任 宇ノ気線、市道 1級幹線126号 戸水町線	白山市五歩市町288番地1先から 金沢市鞍月3丁目145番地先まで（海側）	約8,930（松任署約2,630、 金沢西署約6,300）メー トル	終 日	
4	主要地方道松任 宇ノ気線、市道 1級幹線126号 戸水町線	金沢市鞍月3丁目145番地先から 白山市福増町773番地1先まで（山側）	約8,320（金沢西署約 6,250、松任署約2,070） メートル	終 日	

別表第4（指定方向外進行禁止）松任警察署管内の表214、215、216の項を次のように改める。

214	削	除
215	削	除
216	削	除

別表第7（歩行者用道路）松任警察署管内の表11の項を次のように改める。

11	削	除
----	---	---

別表第10（自転車の歩道通行可）金沢東警察署管内の表85、86の項を次のように改める。

85	削	除
86	削	除

別表第18の2（駐車可の指定）金沢東警察署管内の表9の項を次のように改める。

9	削	除
---	---	---

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第 5 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項の規定による政治団体の収支報告書（平成22年分）の提出があったので、同法第20条第 1 項の規定により、その要旨を次のとおり公表する

平成24年 2 月24日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

[政 党 の 支 部]

NO. 1 自由民主党石川県金沢市第十五支部

報告年月日

平成23年11月9日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年からの繰越額

イ 本年の収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年への繰越額

2. 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附

(ア) 寄附(内訳別掲)

 b 法人その他の団体からの寄附

合計(本年の収入額)

[内訳]

(1) イ (ア) b 法人その他の団体からの寄附

シオタニ(株)

㈱イマージュ

㈱八百辰

㈱ゼントウ

㈱松原光工業

㈱大島石材

㈱アクシス

㈱マトリス

城東建設(株)

㈱加能技研

㈱大日製作所

小森建設(株)

宮下印刷(株)

㈱浦建築研究所

㈱エーオーシー

大成ホーム(株)

その他の寄附

小計

NO. 2 自由民主党石川県金沢市第二十一支部

報告年月日

平成23年10月27日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年からの繰越額

イ 本年の収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年への繰越額

2. 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附

(ア) 寄附(内訳別掲)

 b 法人その他の団体からの寄附

合計(本年の収入額)

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(エ) 事務所費

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費

(カ) その他の経費

150,000円

60,000円

120,000円

180,000円

120,000円

180,000円

2,309,685円

9,236,555円

6,926,870円

2,309,685円

0円

9,236,555円

2,309,685円

2,309,685円

2,309,685円

120,000円

120,000円

120,000円

119,685円

120,000円

120,000円

120,000円

300,000円

120,000円

120,000円

120,000円

6,559,578円

4,659,578円

1,900,000円

1,949,081円

4,610,497円

1,900,000円

1,900,000円

1,900,000円

1,900,000円

240,000円

240,000円

1,709,081円

1,222,581円

486,500円

合計 (支出総額)	1,949,081円		オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (内訳別掲)	400,000円
[内訳]			カ その他の収入	178円
(1) イ (ア) b 法人その他の団体からの寄附			(イ) 1件10万円未満のもの	178円
三善製紙㈱	60,000円	金沢市	合計 (本年の収入額)	482,078円
アールピーエーコンロトルズ㈱	60,000円	白山市	(2) 支出の内訳	
その他の寄附	1,780,000円		ア 経常経費	214,806円
小計	1,900,000円		(ア) 人件費	90,000円
			(ウ) 備品・消耗品費	84,806円
			(エ) 事務所費	40,000円
NO. 3 自由民主党石川県金沢市第二十六支部			イ 政治活動費	326,566円
報告年月日	平成23年11月14日		(ア) 組織活動費	208,000円
1. 収入・支出の総額			(エ) 調査研究費	68,600円
(1) 収入総額	0円		(カ) その他の経費	49,966円
ア 前年からの繰越額	0円		合計 (支出総額)	541,371円
イ 本年の収入額	0円		[内訳]	
(2) 支出総額	0円		(1) オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(3) 翌年への繰越額	0円		自由民主党石川県支部連合会	400,000円
			小計	400,000円
NO. 4 自由民主党内浦支部				
報告年月日	平成23年11月10日			
1. 収入・支出の総額			[資金管理団体]	
(1) 収入総額	1,131,853円		NO. 1 自治体改革研究会	
ア 前年からの繰越額	649,775円		資金管理団体の届出をした者の氏名	中谷 喜和
イ 本年の収入額	482,078円		資金管理団体の届出に係る公職の種類	石川県議会議員
(2) 支出総額	541,371円		報告年月日	平成23年10月6日
(3) 翌年への繰越額	590,482円		1. 収入・支出の総額	
2. 収入・支出の内訳			(1) 収入総額	600,000円
(1) 収入の内訳			ア 前年からの繰越額	0円
ア 個人の負担する党費又は会費 (61人)	81,900円		イ 本年の収入額	600,000円

(2) 支出総額 600,000円 (2) 支出総額 0円
 (3) 翌年への繰越額 0円 (3) 翌年への繰越額 0円

2. 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附

(ア) 寄附 (内訳別掲)

a 個人からの寄附

c 政治団体からの寄附

合計 (本年の収入額)

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費

(オ) 寄附・交付金

合計 (支出総額)

[内訳]

(1) イ (ア) a 個人からの寄附

中谷 喜和

小計

(1) イ (ア) c 政治団体からの寄附

民主党石川県総支部連合会

小計

200,000円 金沢市

200,000円

400,000円 金沢市

400,000円

[政党の支部及び資金管理団体以外の政治団体]

NO. 1 梅田としかず吉竹後援会

報告年月日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年からの繰越額

イ 本年の収入額

平成23年11月29日

0円

0円

0円

NO. 2 落合せいご後援会

報告年月日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年からの繰越額

イ 本年の収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年への繰越額

2. 収入・支出の内訳

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費

(オ) 寄附・交付金

合計 (支出総額)

平成23年12月26日

74,444円

74,444円

0円

74,444円

0円

74,444円

74,444円

74,444円

NO. 3 落合せいご連合後援会

報告年月日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年からの繰越額

イ 本年の収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年への繰越額

2. 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附

平成23年12月26日

1,852,444円

0円

1,852,444円

1,852,444円

0円

1,852,444円

a 個人からの寄附	14,090円	(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	500円	イ 寄附	600,000円
(イ) 1件10万円未満のもの	500円	(ア) 寄附(内訳別掲)	600,000円
合計(本年の収入額)	45,690円	c 政治団体からの寄附	600,000円
(2) 支出の内訳		合計(本年の収入額)	600,000円
ア 経常経費	26,120円	(2) 支出の内訳	
(ウ) 備品・消耗品費	9,620円	ア 経常経費	90,730円
(エ) 事務所費	16,500円	(ウ) 備品・消耗品費	90,730円
イ 政治活動費	18,630円	イ 政治活動費	504,000円
(ア) 組織活動費	9,600円	(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	504,000円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,800円	b 宣伝事業費	504,000円
b 宣伝事業費	8,800円	合計(支出総額)	594,730円
(カ) その他の経費	230円	[内訳]	
合計(支出総額)	44,750円	(1) イ(ア) c 政治団体からの寄附	600,000円
[内訳]		自治体改革研究会	600,000円
(1) イ(ア) a 個人からの寄附	14,090円	小計	
その他の寄附			
小計	14,090円		

NO. 7 中谷喜和後援会
 報告年月日 平成23年10月6日

1. 収入・支出の総額	601,110円	(1) 収入総額	10,083,419円
(1) 収入総額	1,110円	ア 前年からの繰越額	10,083,419円
ア 前年からの繰越額	600,000円	イ 本年の収入額	0円
イ 本年の収入額	594,730円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	6,380円	(3) 翌年への繰越額	10,083,419円
(3) 翌年への繰越額			

NO. 8 福田太郎後援会
 報告年月日 平成23年11月9日

1. 収入・支出の総額	601,110円	(1) 収入総額	10,083,419円
(1) 収入総額	1,110円	ア 前年からの繰越額	10,083,419円
ア 前年からの繰越額	600,000円	イ 本年の収入額	0円
イ 本年の収入額	594,730円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	6,380円	(3) 翌年への繰越額	10,083,419円
(3) 翌年への繰越額			

NO. 9 引きよみ後援会
 報告年月日 平成23年11月29日

1. 収入・支出の総額		小計	44,500円
(1) 収入総額	263,453円		
ア 前年からの繰越額	28,733円		
イ 本年の収入額	234,720円		平成23年11月29日
(2) 支出総額	232,618円		
(3) 翌年への繰越額	30,835円		193,834円
2. 収入・支出の内訳			20,274円
(1) 収入の内訳			173,560円
ア 個人の負担する党費又は会費 (1,894人)	189,400円		171,550円
イ 寄附	44,500円		22,284円
(ア) 寄附 (内訳別掲)	44,500円		
a 個人からの寄附	44,500円		
カ その他の収入	820円		102,500円
(イ) 1件10万円未満のもの	820円		70,410円
合計 (本年の収入額)	234,720円		70,410円
(2) 支出の内訳			70,410円
ア 経常経費	107,430円		650円
(ウ) 備品・消耗品費	41,560円		650円
(エ) 事務所費	65,870円		173,560円
イ 政治活動費	125,188円		
(ア) 組織活動費	51,890円		75,240円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	68,900円		23,840円
b 宣伝事業費	68,900円		51,400円
(カ) その他の経費	4,398円		96,310円
合計 (支出総額)	232,618円		40,600円
[内訳]			55,300円
(1) イ (ア) a 個人からの寄附			55,300円
その他の寄附	44,500円		410円

合計 (支出総額)	171,550円	ア 前年からの繰越額	26,325円
[内訳]		イ 本年の収入額	6,000円
(1) イ (ア) a 個人からの寄附		(2) 支出総額	0円
その他の寄附	70,410円	(3) 翌年への繰越額	32,325円
小計	70,410円	2. 収入・支出の内訳	
		(1) 収入の内訳	
		ア 個人の負担する党費又は会費 (6人)	6,000円
		合計 (本年の収入額)	6,000円

NO. 11 森大輔後援会

報告年月日

平成23年12月12日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年からの繰越額	0円
イ 本年の収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(3) 翌年への繰越額	0円

NO. 12 森正明後援会

報告年月日

平成23年12月12日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年からの繰越額	0円
イ 本年の収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(3) 翌年への繰越額	0円

NO. 13 わかさ明彦後援会

報告年月日

平成23年12月7日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額	32,325円
----------	---------

石川県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の適用を受けた政治団体から同法第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成21年分及び平成22年分）の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年2月24日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

〔資金管理団体〕

(平成22年分)

NO. 1 七尾市民フォーラム

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

報告年月日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年からの繰越額

イ 本年の収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年への繰越額

(平成21年分)

NO. 1 七尾市民フォーラム

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

報告年月日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年からの繰越額

イ 本年の収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年への繰越額

〔政党の支部及び資金管理団体以外の政治団体〕

(平成22年分)

NO. 1 山崎ともゆき後援会

報告年月日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年からの繰越額

イ 本年の収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年への繰越額

0円

(平成21年分)

NO. 1 山崎ともゆき後援会

報告年月日

1. 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年からの繰越額

イ 本年の収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年への繰越額

0円

0円

0円

0円

0円

平成23年10月20日

0円

0円

0円

0円

0円

平成23年10月20日

0円

0円

0円

0円

0円

石川県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年2月24日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
自由民主党石川県 河北郡第二支部	焼 田 宏 明	東 田 徹	河北郡津幡町庄ウ57-1	平成24年1月27日
自由民主党石川県 能美市能美郡第二支部	井 出 敏 朗	南 野 隆	能美市寺井町△21番地	平成24年1月31日

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
久保喜六後援会	久 保 喜 六	久 保 さおり	羽咋郡宝達志水町子浦レ - 195-1	平成24年1月11日

石川県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年2月24日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党輪島支部	代 表 者	大 畑 豊	宮 地 治	平成24年1月12日
自由民主党宝達志水町支部	主たる事務所 の所在地	羽咋郡宝達志水町免田 2-21-1	羽咋郡宝達志水町宿 123	平成24年1月23日
	会計責任者	林 一 郎	中 谷 浩 之	
自由民主党石川県 鍼灸マッサージ師連盟支部	主たる事務所 の所在地	金沢市西金沢3丁目 451番2号	金沢市泉野町6丁目1 番1号	平成24年1月27日
	代 表 者	常 盤 和 成	林 俊 秀	
民主党石川県総支部連合会	代 表 者	一 川 保 夫	金 原 博	平成24年1月30日
自由民主党松任支部	代 表 者	吉 崎 吉 規	杉 本 典 昭	平成24年1月30日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
加 賀 秀 和 会	会計責任者	寺 前 早 苗	駒 谷 康 文	平成24年1月4日
山 先 守 夫 後 援 会	主たる事務所 の所在地	能美郡川北町字中島ワ 22-1	能美郡川北町字中島ヲ 150-2	平成24年1月11日
	代 表 者	亀 田 勇 夫	吉 岡 裕	
あ だ ち 前 連 合 後 援 会	主たる事務所 の所在地	金沢市馬替2丁目190 -6	金沢市高尾台4-27	平成24年1月30日
金 沢 政 経 研 究 調 査 事 務 所	主たる事務所 の所在地	金沢市馬替2丁目190 -6	金沢市高尾台4-27	平成24年1月30日

協同組合金沢問屋センター 谷本正憲後援会	代表者	伊藤淳藏	富木昭光	平成24年1月31日
金沢問屋センター 宇野邦夫後援会	代表者	伊藤淳藏	富木昭光	平成24年1月31日

石川県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年2月24日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	解散届受理年月日
茅山一男日置地区後援会	平成24年1月11日
茅山一男高屋、馬縹地区後援会	平成24年1月11日
大徳校下金原博後援会	平成24年1月12日
金 誠 会	平成24年1月12日
金原博女性友の会	平成24年1月12日
谷本まさのり小松市後援会	平成24年1月16日
新谷栄作後援会	平成24年1月19日
作田毅草深区後援会	平成24年1月23日